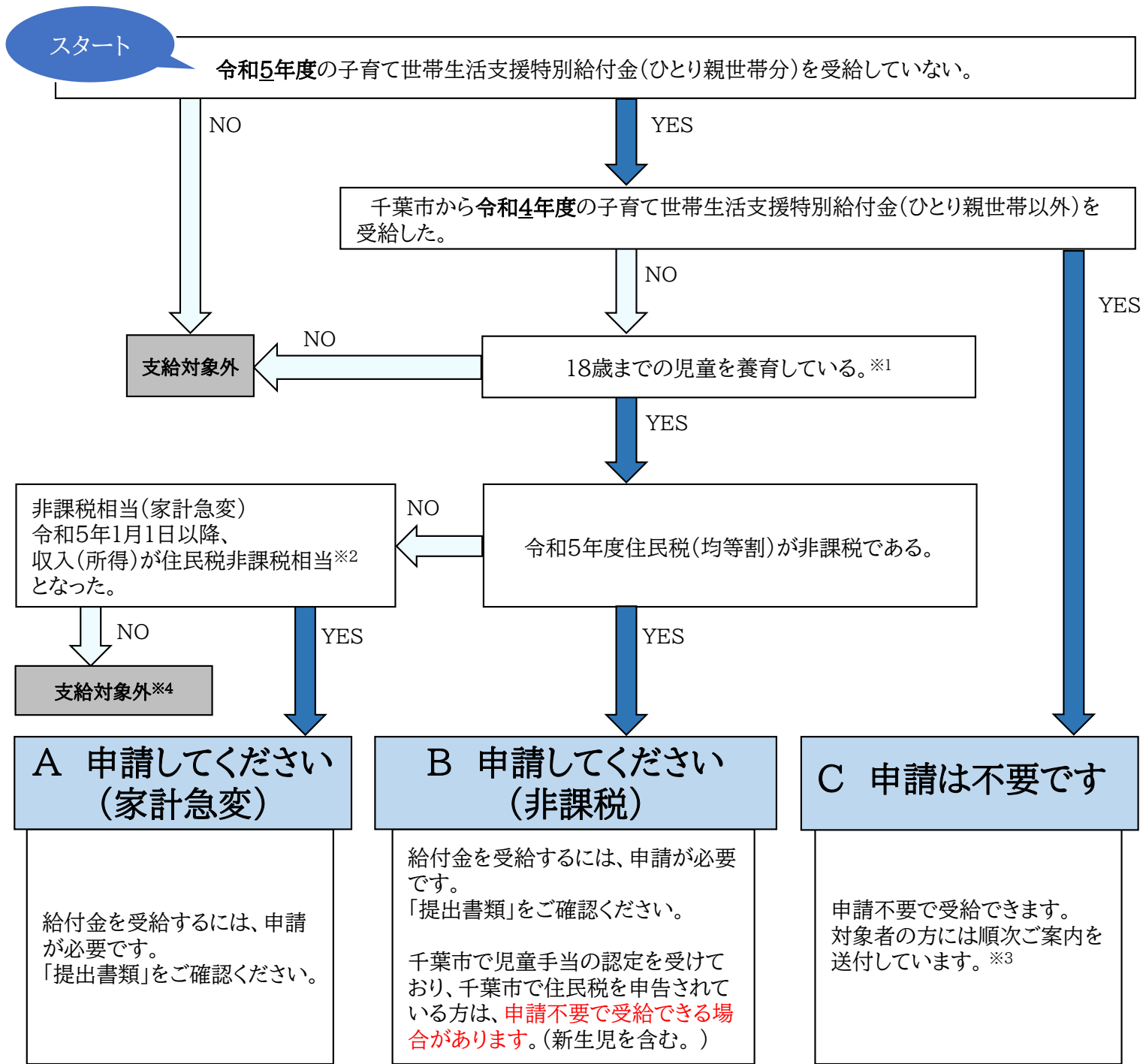


支給判定フロー



- ※1 平成17年4月2日～令和6年2月29日までの間に出生した児童
特別児童扶養手当の対象児童の場合は、20歳未満(平成15年4月2日以降に出生した)児童を含みます。
- ※2 住民税非課税相当の限度額については、QAをご確認ください。
- ※3 ご案内が届いていない場合は裏面の事務局へお問い合わせください。
- ※4 ひとり親世帯の方は、上記フローで支給対象外でも、「ひとり親世帯分」の支給対象条件に該当する場合があります。
詳しくは、「ひとり親世帯分」のホームページをご確認ください。